

通達甲（交. 免本. 管）第14号

平成6年4月28日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

更新時講習実施要綱の制定について

このたび、別添のとおり、更新時講習実施要綱を制定し、平成6年5月10日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、制定の趣旨及び要点は、次のとおりである。

記

第1 制定の趣旨

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部が改正され、運転免許証の更新を受けようとする者に対して公安委員会が行う講習（以下「更新時講習」という。）の受講が義務化されたことに伴い、新たに要綱を制定し、講習の円滑かつ適正な推進を図ろうとするものである。

第2 制定の要点

- 1 更新時講習の連絡調整責任者及び監督者を定めた。
- 2 更新時講習に従事する指導員の要件等を定めた。
- 3 更新時講習の区分、内容及び方法を定めた。
- 4 更新時講習の受講手続について定めた。

更新時講習実施要綱

第1 目的

この要綱は、運転免許証の更新を受けようとする者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対して東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習（以下「更新時講習」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

更新時講習の実施については、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号。以下「都規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 優良運転者 更新日等までに継続して運転免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上で、かつ、運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間が満了する日の40日前の日前5年間に於いて違反行為又は重大違反等若しくは道路外致死傷の行為をしたことがない者をいう。
- 2 優良運転者講習 更新時講習のうち、前1に定める者に対して行う講習をいう。
- 3 一般運転者 更新日等までに継続して運転免許を受けている期間が5年以上ある者で、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間に於いて軽微な違反行為（点数が3点以下）を1回のみしたことがあり、かつ、同期間内に重大違反等又は道路外致死傷の行為をしたことがないものをいう。
- 4 一般運転者講習 更新時講習のうち、前3に該当する者に対して行う講習をいう。
- 5 違反運転者等講習 更新時講習のうち、次に掲げる(1)又は(2)の対象者に対して行う講習をいう。
 - (1) 違反運転者講習 令で定める期間内（起算日から5年以内）に違反行為（軽微な違反行為1回のみを除く。）又は重大違反等若しくは道路外致死傷（次号において「違反行為等」という。）をしたことがある者に対して行う講習をいう。
 - (2) 初回更新者講習 更新日等までに継続して免許を受けている期間が5年未満の者（違反行為等のある者を除く。）に対して行う講習をいう。

- 6 講習指導員 自動車等の運転経歴、交通安全に関する業務経歴等を考慮した上で、人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有する者で、府中運転免許試験場長、鮫洲運転免許試験場長及び江東運転免許試験場長（以下「試験場長」という。）、警視總監が指定する警察署長（以下「指定警察署長」という。）、島部警察署長並びに公安委員会から委託を受けて講習を行う者（以下「委託講習者」という。）から指定されたものをいう。
- 7 特定失効者 免許証の有効期間の更新を受けなかった者で、次に掲げるものをいう。
- (1) 免許の効力が失われた日から起算して6か月を経過しない者
 - (2) 海外旅行、災害その他令で定めるやむを得ない理由のため、前（1）の期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者であつて、免許の効力を失った日から起算して3年を経過せず、当該事情がやんだ日から起算して1か月を経過しないもの
 - (3) 道路交通法の一部を改正する法律（平成13年法律第51号）の公布日（平成13年6月20日）前に海外旅行、災害、病気等の理由のため、前（1）の期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者であつて、当該事情がやんだ日から起算して1か月を経過しないもの
- 8 特定取消処分者 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症であること若しくは目が見えないこと又は令第38条の2に規定する病気等に該当することを理由として免許の取消しを受けた者でその者の免許が取り消された日から起算して3年を経過しないもの（当該取消しを受けた日前の直近において、道路交通法第117条の4第2号に規定する行為を行った者及び令第34条の3第4項各号に規定する者を除く。）をいう。

第4 更新時講習の実施体制

1 連絡調整責任者

運転免許本部長（以下「免許本部長」という。）は、講習業務の適正な運営が図れるよう、連絡調整責任者として次の任務を行うものとする。

- (1) 講習指導案の策定
- (2) 更新時講習の内容及び実施方法並びに教材、器材等の整備及び研究
- (3) 試験場長、指定警察署長及び島部警察署長並びに委託講習者（以下「試験場長等」という。）に対する講習実施要領及び資料の提供
- (4) 講習指導員に対する講習技法の指導及び教養
- (5) 講習実施結果の総括整理
- (6) 運転免許更新情報の提供
- (7) 委託講習者に対する視察及び指導

2 更新時講習の実施者

講習実施者は、試験場長等とする。

3 更新時講習の実施責任者

講習業務の適正な運営を図るため、試験場長は当該試験場の免許課長を、指定警察署長は当該警察署の交通課長を、島部警察署長は当該警察署の次長を更新時講習の実施責任者とし、次の事務を行わせるものとする。

- (1) 講習指導員に対する指導監督に関すること。
- (2) 適切な講習場所の確保及び整備に関すること。
- (3) 講習効果の検討及び適正な講習水準の維持に関すること。

4 講習指導員の指定及び要件

試験場長、指定警察署長及び島部警察署長は、講習指導員として適任と認める警察職員を指定するものとする。

なお、委託講習者に更新時講習を実施させるときは、当該委託講習者に、次に掲げる要件に該当する者を指定させるものとする。

- (1) 年齢21歳以上の者であること。
- (2) 自動車等を運転することができる免許を現に受けている者で、当該運転免許を受けていた期間（当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上のものであること。
- (3) 自動車等の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者であること。
- (4) 過去2年以内に運転免許の取消し又は運転免許の効力の停止の処分を受けたことがない者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 更新時講習の指導について不正な行為をし、又は講習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して2年以上経過していない者

イ 刑罰法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上経過していない者又は現に起訴されている者

- (6) その他講習指導員としてふさわしい者であること。

第5 更新時講習の区分等

1 受講対象者による区分

- (1) 優良運転者講習
- (2) 一般運転者講習
- (3) 違反運転者等講習

2 講習の実施形態による区分及び講習実施日

(1) 試験場における講習

運転免許試験場において実施する優良運転者講習、一般運転者講習及び違反運転者等講習は、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始の休日を除き、実施するものとする。

(2) 運転免許更新センターにおける講習

運転免許更新センターにおいて実施する優良運転者講習及び一般運転者講習は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日を除き、実施するものとする。

(3) 指定警察署における講習

指定警察署において実施する優良運転者講習は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日を除き、実施するものとする。

(4) 島部警察署における講習

島部警察署において実施する優良運転者講習、一般運転者講習及び違反運転者等講習は、実施日時及び場所を島部警察署長が指定し、実施するものとする。

第6 更新時講習の実施

更新時講習は、次により行うものとする。

1 講習の実施時間

更新時講習の実施時間は、次のとおりとする。

- (1) 優良運転者講習 講習時間30分間
- (2) 一般運転者講習 講習時間1時間
- (3) 違反運転者等講習 講習時間2時間

2 講習科目等

更新時講習の講習科目、時間割及び講習内容は、別表第1、別表第1の2、別表第2及び別表第2の2の「更新時講習の講習科目及び時間割等」のとおりとする。

3 講習の方法

更新時講習は、次により各区分とも1学級につき、原則として、講習指導員1人を配置し

て行う。ただし、一般運転者講習及び違反運転者等講習は、編成人員を勘案し補助者を配置して行うものとする。

(1) 優良運転者講習

定時集合方式で実施し、1回の編成は収容可能人員とする。

(2) 一般運転者講習

定時集合方式で実施し、1学級の編成人員は、原則として30人以内（ただし、受講者多数の場合は、収容可能人員とする。）とし、高齢者、若者及び二輪車等受講者に区分した学級編成により、できる限り受講対象者に応じた講習を行うものとする。

(3) 違反運転者等講習

前（2）の講習に準じて行うものとする。

4 使用教材等

更新時講習に使用する教材等は次のとおりとする。

講習区分	配布教材	使用教材等
優良運転者講習	(1) 教本 (2) 地方版資料	(1) 書画カメラ (2) テレビ・DVDプレーヤー装置等 (3) DVD等 (4) その他必要と認めるもの
一般運転者講習	(1) 教本 (2) 地方版資料 (3) 運転適性検査用紙	(1) 書画カメラ (2) テレビ・DVDプレーヤー装置等 (3) DVD等 (4) 運転適性検査用紙 (5) 運転適性検査器 (6) 診断用模擬運転装置 (7) 動体視力検査器・夜間視力検査器 (8) その他必要と認めるもの
違反運転者等講習	(1) 教本 (2) 地方版資料 (3) 運転適性検査用紙	(1) 書画カメラ (2) テレビ・DVDプレーヤー装置等 (3) DVD等 (4) 運転適性検査用紙 (5) 運転適性検査器

		<ul style="list-style-type: none"> (6) 診断用模擬運転装置 (7) 動体視力検査器・夜間視力検査器 (8) 自動車等 (9) その他必要と認めるもの
<p>備考</p> <p>1 教本は、次の内容について、図、イラスト等を多く用いるなど、分かりやすくまとめられたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 最近における道路交通法令の改正の概要 (2) 最新の技術を活用した低公害車、運転支援装置等の概要及びそれらの仕組みを踏まえた運転時の注意事項 (3) 交通公害及び地球温暖化の防止等 (4) 危険を予測する運転 <ul style="list-style-type: none"> ア 危険予測の心構え及び方法 イ 死角の実例及び危険回避方法 (5) 高齢運転者等の運転特性 <ul style="list-style-type: none"> ア 高齢運転者の一般的特性 イ 視力（静止視力及び動体視力、視野、明度の差並びに順応及び眩〔げん〕惑）と加齢との関係 ウ 加齢に伴う反応速度及び動作の正確さの低下 エ 若年運転者の一般的特性 (6) 飲酒運転の根絶 (7) 事故時の対応及び応急救護処置 (8) 交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度 (9) 被害者等の手記 (10) 交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）（第2章及び第3章を除く。） (11) その他 <ul style="list-style-type: none"> ア 運転中の危険体験、違反・事故等を記録することかできる運転状況メモ欄 イ 運転の際に心がける「安全運転5則」 <p>2 地方版資料は、次の内容を盛り込んだものとする。</p>		

- (1) 地域における道路交通の現状と交通事故の実態
- (2) 自動車等が故障した場合の措置及び連絡先等
- (3) 交通事故に関する相談先一覧表
- (4) 運転免許に関する各種手続の案内（更新、失効、再交付、記載事項の変更等の各種手続の受付日時、受付場所、受付要件、必要書類等を教示するもの）
- (5) その他都内の交通情勢等に関する事項

3 運転適性検査用紙は、運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定するために有効である簡易な設問（二者択一式で30問程度のもの）及びその回答に基づく指導内容が記載されたものとする。ただし、高齢者で学級編成された一般運転者講習及び違反運転者等講習においては、前記設問及び指導内容に代えて、加齢に伴い低下する記憶力及び判断力を測定するために有効である簡易な検査及びその結果に基づく指導内容が記載されたものとする。

5 特定失効者又は特定取消処分者に対する講習

特定失効者又は特定取消処分者に対する講習は、免許証の更新を受けようとする者が受講する更新時講習と同一機会に受講させるものとする。

第7 更新時講習の受講手続

更新時講習の受講手続は、次のとおりとする。

1 受講申請の受理

受講申請の受理は、都規則別記様式第16の6の「運転免許証更新・講習受講申請書」又は都規則別記様式第16の6の2の「運転免許・講習受講申請書」の提出を受け、講習手数料を徴収の上行うものとする。この場合、講習手数料の取扱いは、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）及び東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）の定めるところにより、その適正を期すること。

2 受講日

更新時講習の受講は、原則として運転免許証更新・講習受講申請書又は運転免許・講習受講申請書の提出日とする。ただし、これにより難しい場合は、都規則別記様式第16の6又は都規則別記様式第16の6の2の「講習指定書」により受講日を指定し、受講させるものとする。

3 講習後における受講者に対する措置

更新又は特定失効者若しくは特定取消処分者に係る免許証は、更新時講習終了後に、当該講習を受講した者に対して交付するものとする。

第8 更新時講習実施上の留意事項

講習実施者は、講習の実施に当たっては、次の事項に留意し、講習目的が達せられるよう配慮するものとする。

- 1 講習の種別ごとに受講者を編成して行うこと。
- 2 前記第6の2の講習科目等に基づいた講習計画を作成し、効果的に実施すること。
- 3 配布教材、視聴覚教材等を有効に活用すること。
- 4 講習指導員は、参加・体験型の講習技法を生かし、講習の効果を高めること。

第9 講習結果の報告

- 1 試験場長、指定警察署長及び島部警察署長は、委託講習者に更新時講習を実施させたときは、講習結果を報告させるものとする。
- 2 試験場長、指定警察署長及び島部警察署長は、警視庁情報管理システムにより、それぞれの講習実施結果を免許本部長（運転者教育課経由）に通知し、免許本部長は、毎月とりまとめ交通部長に報告するものとする。
- 3 免許本部長は、前2の（1）及び（2）により報告された実施結果をとりまとめて公安委員会に報告するものとする。

第10 備付簿冊等

1 備付簿冊

試験場長、指定警察署長及び島部警察署長は、講習日誌を備え付け、講習実施状況を記録するものとする。

なお、委託講習者に更新時講習を実施させたときは、当該委託講習者に講習日誌を備え付けさせ、講習実施状況を記録させるものとする。

2 受講申請書の送付

試験場長、指定警察署長及び島部警察署長は、更新時講習の終了後、運転免許証更新・講習受講申請書及び運転免許・講習受講申請書を免許本部長（運転者教育課経由）に送付するものとする。

別表第 1

更新時講習の講習科目及び時間割等

(優良運転者講習用)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
開講	講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状及び交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態	講義 教本、視聴覚教材等	○ 実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。	10分
	(2) 交通事故の特徴		○ 事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構え及び義務	(1) 無事故無違反の奨励		○ 今後における無事故・無違反、安全運転を奨励する。	
	(2) シートベルト及びヘルメットの着用		○ シートベルト及びヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。	
	(3) 交通事故を起こした加害者の責任		○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。	
	(4) 交通事故を起こした運転者の義務	○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。		
	(5) 負傷者の救護措置	○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。		
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において、改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
講習時間合計				30分

別表第1の2

更新時講習の講習科目及び時間割等

(一般運転者講習用)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
開講	講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状及び交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態	講義 教本、視聴覚教材等	○ 実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。	
	(2) 交通事故の特徴		○ 事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構え及び義務	(1) 安全運転の心構え		○ 運転者には交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。	10分
	(2) シートベルト及びヘルメットの着用		○ シートベルト及びヘルメット着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。	
	(3) 交通事故を起こした加害者の責任		○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。	
	(4) 交通事故を起こした運転者の義務		○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。	
	(5) 負傷者の救護措置		○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	20分
	(2) 危険予測・回避方法等		○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
4 運転適性についての診断及び指導	(1) 運転適性診断及び指導	講義 運転適性検査用紙等	○ 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	20分
	(2) まとめ		○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	
講習時間合計				60分

別表第2

更新時講習の講習科目及び時間割等

(違反運転者等更新時講習用)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
開講	講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状及び交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態	講義 教本、視聴覚教材等	○ 実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。	
	(2) 交通事故の特徴		○ 事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構え及び義務	(1) 安全運転の心構え		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。	10分
	(2) シートベルト及びヘルメットの着用		○ シートベルト及びヘルメット着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。	
	(3) 交通事故を起こした加害者の責任		○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。	
	(4) 交通事故を起こした運転者の義務		○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。	
	(5) 負傷者の救護措置		○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識		○ 受講対象に応じ、DVD等の視聴覚教材を活用して、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。	40分
	(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	
	(3) 危険予測・回避方法等		○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	
4 運転適性についての診断及び指導	(1) 筆記による診断及び指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	60分
	(2) 運転適性検査器材の使用による診断及び指導		○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	
	(3) 運転シミュレーター操作による診断及び指導		○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故その他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	
	(4) 実車による診断及び指導		○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故及び違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	
講習時間合計				120分

※ 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

別表第2の2

更新時講習の講習科目及び時間割等

(初回更新者講習用)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
開講	講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講の心得の説明			10分
1 道路交通の現状及び交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 交通事故多発路線、時間帯等と運転経験の浅い運転者による交通事故類型、原因等について事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構え及び義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト及びヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト及びヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測・回避方法等		○ 運転経験の浅い運転者向けのDVD等の視聴覚教材を活用し、安全運転、運転特性等について理解を深めさせる。 ○ 最近において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 運転経験の浅い運転者の特徴的な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分
4 運転適性についての診断及び指導	(1) 筆記による診断及び指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断及び指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断及び指導 (4) 実車による診断及び指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故その他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故及び違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	60分
講習時間合計				120分

※ 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。